

# 熊野市建築物耐震改修促進計画

平成28年3月

熊 野 市

## 【 目 次 】

第1章 はじめに	
1 耐震化の必要性と熊野市建築物耐震改修促進計画の策定	1
2 耐震改修促進計画の位置づけ	2
3 耐震改修促進計画の目的等	3
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	
1 想定される地震の規模と被害の状況	8
2 耐震化の現状	11
3 計画の方針	13
4 地震時に通行を確保すべき道路の指定	21
第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	22
2 耐震診断・耐震改修の促進のための支援策	23
3 安心して耐震改修をおこなうことができる環境の整備	27
4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業	28
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発方策	
1 地震防災マップ作成・公表	30
2 相談体制の整備及び情報提供の充実	31
3 防災啓発指導員による啓発やパンフレット等の活用	32
4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	33
5 町内会等との連携	34
第5章 その他耐震改修等の促進に関し必要な事項	
1 関係団体によるNPO等の設置と事業概要	35
第6章 耐震改修の促進に向けて	36

# 第1章 はじめに

## 1 耐震化の必要性と熊野市建築物耐震改修促進計画の策定

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、約6,400人を超える犠牲者を出し、そのうち約8割の人が住宅の倒壊等による圧死でした。その被害は、特に新耐震基準以前（昭和56年5月以前）の建築物に集中し、それらの建築物が集積しているような地域では、道路の閉塞や火災の拡大などを招き、地震被害を拡大させました。

また、南海トラフを震源域とする巨大地震等の発生の切迫性も指摘されており、その被害も甚大なものと想定されています。熊野市も、「東海地震に係る地震防災対策強化地域」及び「南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域」に指定されており、地震防災対策を推進すべき地域に位置付けられています。

自然災害である大規模地震は、その発生を阻止することはできません。しかし、大地震から生命や財産を守るための施策を講じ、実施していくことで、その被害を最小限に抑えることは可能です。大規模地震の人的被害・建築物等の経済的被害については、住宅や建築物が壊れることにより被害が大きくなるのが、これまでの地震の経験からわかっています。そのため、住宅や建築物の耐震化を進め、壊れにくくすることが、多くの生命や財産を守るために有効かつ効率的な方法であるといえます。

国においても、「東海地震、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（平成17年3月）」では、住宅や建築物の耐震化が最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」と位置づけられました。また、中央防災会議で決定された「建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）」に、住宅や建築物の耐震化が全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」と位置づけられました。

このような背景のもと、建築物に対する指導の強化や耐震改修に係る支援策の拡充を図り、住宅や建築物の計画的かつ緊急な耐震化を推進するため、平成17年11月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）」が改正され、それぞれの公共団体において、住宅・建築物の計画的な耐震改修が実施されるよう、「耐震改修促進計画」を策定することとされました。

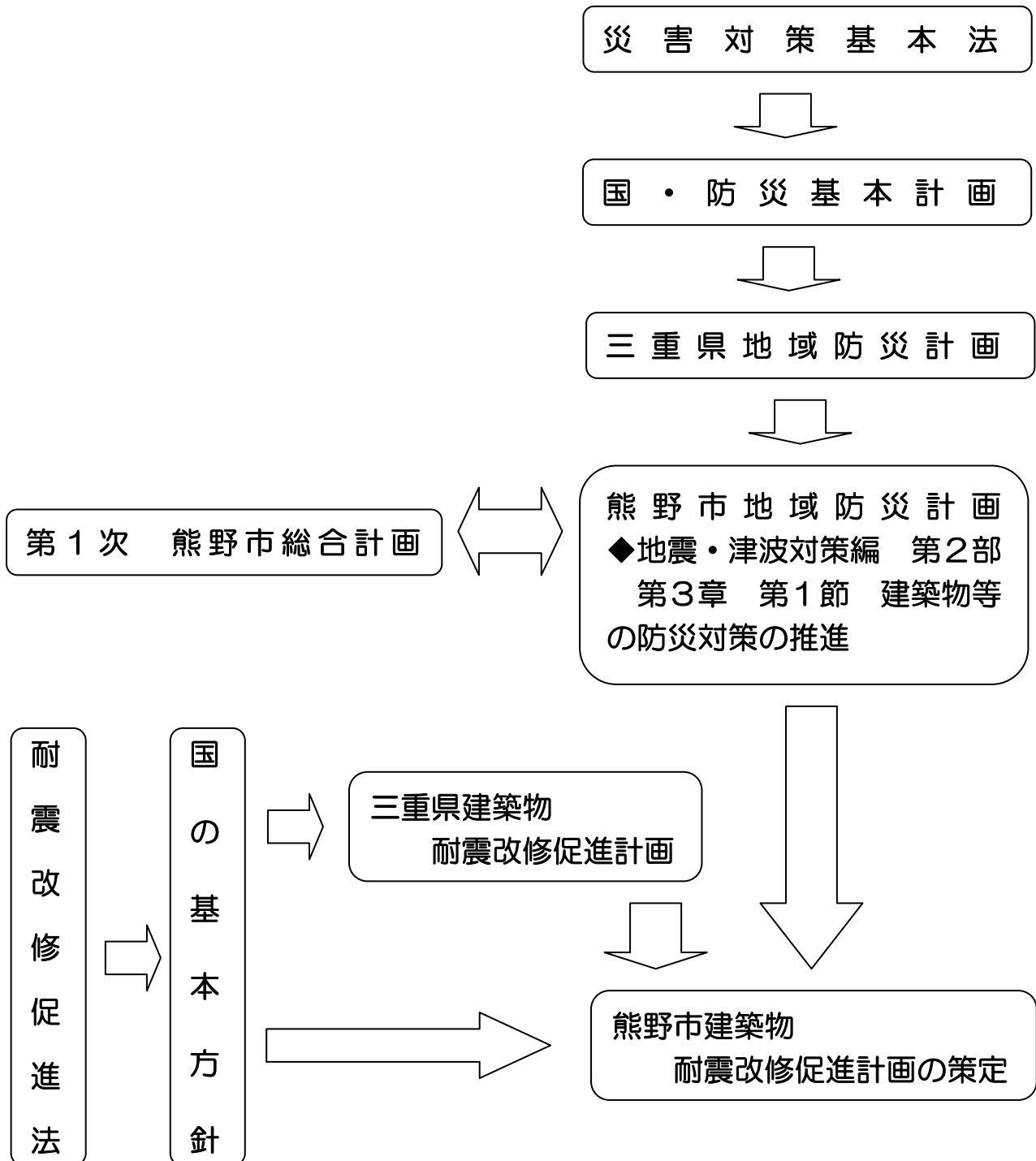
さらに、大規模な地震に対する安全性の向上を一層促進するため、平成25年11月に「耐震改修促進法」が改正され、不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務化とその結果の公表や、耐震性の表示制度等が新たに規定されました。

熊野市においても、住宅や建築物の耐震化をこれまで以上の迅速さで促進し、市民のみなさんの生命や財産を守るため、平成20年3月に策定した「熊野市耐震改修促進計画」を改定し、「熊野市建築物耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

## 2 耐震改修促進計画の位置づけ

本計画は、「三重県建築物耐震改修促進計画」「第1次熊野市総合計画」「熊野市地域防災計画」を上位計画とし、耐震改修促進法に基づき、熊野市における住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画として策定するものです。

### ■ 熊野市耐震改修促進計画の位置づけ



### 3 耐震改修促進計画の目的等

---

#### 1. 耐震改修促進計画の目的

本計画の目的は、住宅・建築物の耐震化の目標を明らかにすると共に、目標を達成するための具体的な施策をさだめ、それぞれの主体がそれに取り組むことにより、市内における地震による住宅・建築物の被害を軽減し、市民のみなさんの生命や財産を守るために策定するものです。

国や県が示す減災目標の実現に向けて計画的な耐震化を促進するため、「耐震改修促進法」に基づき、国の基本方針や、熊野市において想定される地震の規模・被害状況や、耐震化の現状及び関連計画で定められている目標を勘案し、具体的な目標を設定し住宅・建築物の耐震化を促進するための計画を策定します。

#### 2. 耐震改修促進計画の計画期間

本計画の計画期間は、平成 28 年 4 月から平成 33 年 3 月までの 5 年間とします。

#### 3. 耐震改修促進計画において対象とする建築物

市民のみなさんの生命・財産を守るためには、全ての住宅・建築物について、地震に対する安全性を確保する必要があります。

本計画では、特に、昭和 56 年 5 月 31 日以前<sup>(※1)</sup>に建築された住宅及び、耐震性のない<sup>(※2)</sup>特定既存耐震不適格建築物等を対象に耐震化を図っていきます。

※1 住宅又は建築物で、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたものを「旧耐震基準」という。

※2 耐震性のない建築物とは、旧耐震基準で建築された耐震不明建築物及び耐震診断の結果、耐震性がないことが明らかな建築物をいう。

## 【参 考】

### ■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅

### ■特定既存耐震不適格建築物等

#### (1) 特定既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第14条に示される建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）について耐震化を促進します。

- ① 多数の者が利用する建築物（法第14条第一号）
- ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第二号）
- ③ その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（法第14条第三号）

#### (2) 要安全確認計画記載建築物

耐震改修促進法第7条に示される建築物で以下に示すもの

- ① 都道府県耐震改修促進計画に記載された大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（防災上重要な建築物）（法第7条第一号）
- ② その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）（法第7条第二号）
- ③ その敷地が市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、(2)②に挙げる建築物であるものを除く。）（法第7条第三号）

#### (3) 要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条に示される建築物で以下に示す建築物で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用を受けている建築物（要安全計画記載建築物であって第7条各号に定める耐震診断結果の報告期限が平成27年12月31日以前であるものを除く。）

- ① 不特定かつ多数の者が利用する建築物（法附則第3条第一号）
- ② 地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主に利用する建築物（法附則第3条第二号）
- ③ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法附則第3条第三号）

### ■市有建築物

市有建築物については、災害時の活動拠点や避難場所等として重要な建築物となることから、特定建築物に該当しない規模の建築物についても、市有建築物の用途及び罹災時の役割を勘案して、対象とす

る規模を定め、耐震化を積極的に推進していきます。

【(1)－①多数の者が利用する建築物】

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおり規定されています。

■ 多数の者が利用する建築物一覧表

法	政令 第6条 第2項	用 途	規 模
第14条 第一号	第一号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ 床面積500㎡以上
	第二号	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ 床面積1,000㎡以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ 床面積1,000㎡以上
	第三号	第二号以外の学校	階数3以上かつ 床面積1,000㎡以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
		病院、診療所	
		劇場、観覧場、映画館、演劇場	
		集会場、公会堂	
		展示場	
		卸売市場	
		百貨店、マーケットその他の物品販売店を営む店舗	
		ホテル、旅館	
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
		事務所	
		博物館、美術館、図書館	
		遊技場、	
		公衆浴場	
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物			
第四号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ 床面積1,000㎡以上	

【(1)―②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物】

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおり規定されています。

■ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物一覧表

法	政令 第7条 第2項	危険物の種類	数 量
第14条 第2号	第一号	火薬	10トン
		爆薬	5トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
		銃用雷管	500万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
		導爆線又は導火線	500キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第二号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
		消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）	
	第三号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性液体類	30トン
	第四号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類	20立方メートル
	第五号	マッチ	300マッチトン
	第六号	可燃性ガス（第七号、第八号に掲げるものを除く。）	2万立方メートル
第七号	圧縮ガス	20万立方メートル	
第八号	液化ガス	2,000トン	
第九号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	20トン	
第十号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）	200トン	

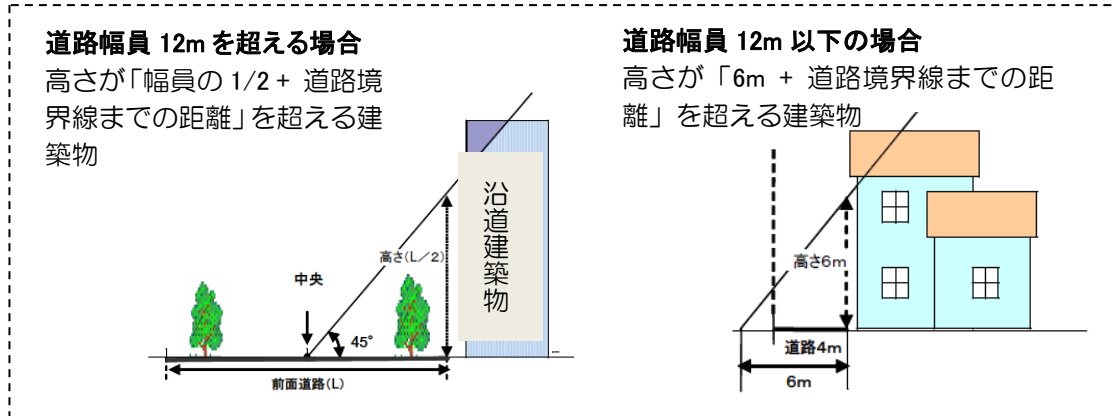


【(1)―③通行障害既存耐震不適格建築物】

通行障害既存耐震不適格建築物は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとします。

ア 通行障害建築物

地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあるものとして政令で定める建築物（法第5条第3項第二号）



イ 通行障害既存耐震不適格建築物

通行障害建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの（法第5条第3項第二号）

ウ 対象道路

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 4 地震時に通行を確保すべき道路の指定に記載。

## 第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### 1 想定される地震の規模と被害の状況

---

#### 1. 熊野市における大規模地震発生の緊迫性

本市は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈みこむプレート境界付近に位置するとともに、国内でも活断層が特に密集して分布する中部圏・近畿圏に位置しています。

過去には、1707年（宝永4年）の宝永地震、1854年（安政元年）の安政東海地震、安政南海地震、1944年（昭和19年）の昭和東南海地震など、概ね100年から150年の間隔で南海トラフを震源域とするプレート境界型地震が繰り返し発生し、市内全域にわたっての強い揺れ、また沿岸部に押し寄せた津波により、大きな被害を受けてきました。直近の東南海・南海地震の発生から、約60年が経過し、また、東海地震についても、最後の発生から約150年が経過しています。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表（平成26年1月1日時点）では、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の今後30年以内の発生確率を70%程度としており、大規模地震発生の緊迫度が高い状況にあります。

#### 2. 想定される地震

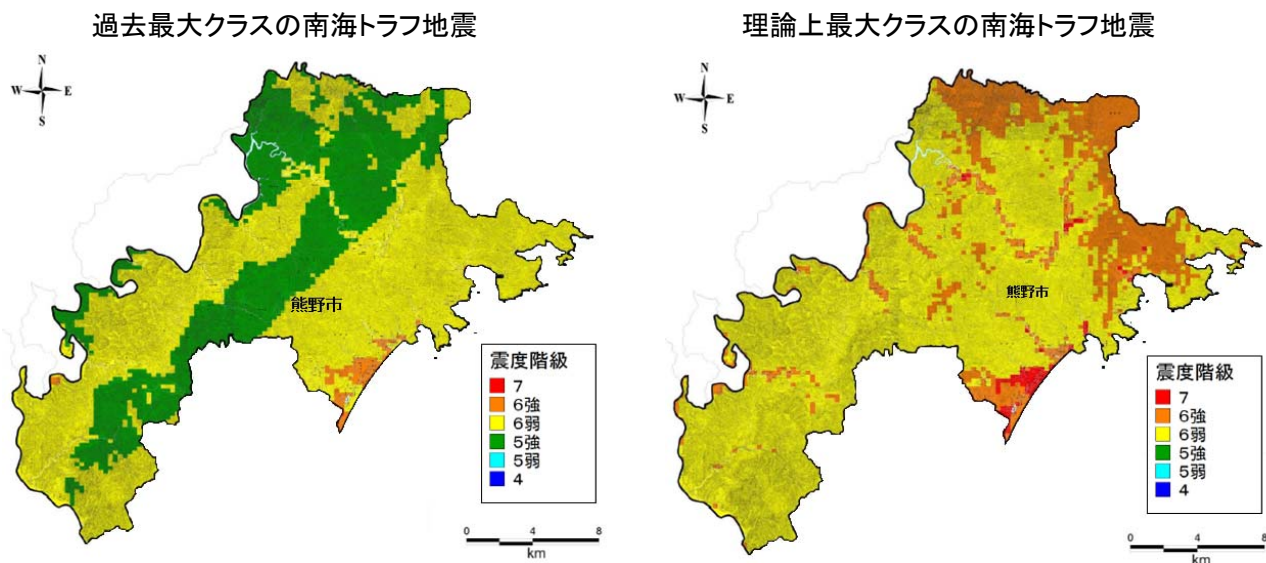
本市に被害を及ぼす地震は、過去の記録からも内陸を震源とするもの（内陸型地震）と太平洋側沖合のプレート境界付近を震源とするもの（海溝型地震）があるが、大災害を及ぼしたのは圧倒的に海溝型地震です。

三重県では、平成26年3月に、南海トラフを震源域とする巨大地震について、複数レベルの発生パターンを想定し、また、県内に数多く分布する活断層を震源とした地震についても想定し、被害予測等を取りまとめました。

今回は、南海トラフを震源域とする巨大地震について、過去概ね100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こりうることが実証されている、過去最大クラスの南海トラフ地震を想定し、被害想定を行っています。

過去最大クラスの南海トラフ地震では、市街地、海岸部で震度6弱、山間部で震度5弱から6弱が想定されています。

## ■ 想定地震の震度分布



### 3. 南海トラフ地震による被害の想定

#### (1) 人的被害（死者）

人的被害（死者）では、多くの方が自宅で就寝中であり、倒壊に巻き込まれて死亡する人が多く、また、津波からの避難も遅れると懸念される「冬・深夜」ケースを想定して予測結果を示します。

過去最大クラスの地震では、市内で約 500 人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約 400 人、建物倒壊等による死者は約 70 人となっています。

理論上最大クラスの地震では、市内で約 1,000 人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約 700 人、建物倒壊等による死者は約 300 人となっています。

#### ■ 過去最大クラスの地震における死者数 (人)

建物倒壊等		津 波			急傾斜地等	計
うち家具転倒等		うち逃げ遅れ	うち自力脱出困難			
約 70	—	約 400	約 400	—	約 10	約 500

\*地震被害想定調査により予測されるそれぞれの数値は、概数であるため、表中の合計値と必ずしも一致しない。(以下、同じ)

#### ■ 理論上最大クラスの地震における死者数 (人)

建物倒壊等		津 波			急傾斜地等	計
うち家具転倒等		うち逃げ遅れ	うち自力脱出困難			
約 300	約 10	約 700	約 650	約 50	約 10	約 1,000

## (2) 建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用にが多く、火災の発生が懸念される「冬・夕 18 時」ケースを想定して予測結果を示します。

過去最大クラスの地震では、市内で約 1,500 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 1,000 棟が全壊し、津波により約 400 棟が流出すると予測しています。

理論上最大クラスの地震では、市内で約 5,200 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 4,400 棟が全壊し、津波により約 500 棟が流出、さらに火災により約 100 棟が焼失すると予測しています。

### ■過去最大クラスの地震における全壊・焼失棟数 (棟)

揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	計
約 1,000	約 30	約 400	約 70	約 20	約 1,500

### ■理論上最大クラスの地震における全壊・焼失棟数 (棟)

揺れ	液状化	津波	急傾斜地等	火災	計
約 4,400	約 30	約 500	約 90	約 100	約 5,200

## 2 耐震化の現状

### 1. 住宅の耐震化の状況

熊野市の木造住宅の状況は、平成 25 年の住宅・土地統計調査（総務省統計局調査。以下「統計調査」という。）によると、大地震で倒壊のおそれが高いといわれる昭和 55 年以前（昭和 56 年の建築基準法改正以前）の木造住宅が 4,430 戸となっているほか、木造以外の住宅については 270 戸となっています。

そのうち、耐震性がないものは、木造住宅については 3,300 戸、木造以外の住宅は 65 戸となっており、あわせて 3,365 戸となり住宅総数（8,610 戸）の約 4 割以上を占めています。

また、平成 26 年時点において、住宅総数 8,601 戸の内、耐震性があると判断される住宅は 5,295 戸あり、その割合は 61.6%となっています。

しかし、耐震性のないと推測される住宅が約 4 割となっていることから、これらの住宅の耐震性を確保するために耐震化の促進を図ることが重要です。

■ 熊野市における住宅耐震化の状況推計値

単位 上段：戸

熊野市における住宅戸数推計値		平成 20 年度末	平成 25 年末	平成 26 年末	
昭和 55 年 以前建築	耐震性 なし	木造住宅 <sup>(*1)</sup>	3,564	3,300	3,243
		木造以外の住宅 <sup>(*2)</sup>	122	65	63
		計	3,686	3,365	3,306
	耐震性 あり	木造住宅 <sup>(*1)</sup>	1,206	1,130	1,123
		木造以外の住宅 <sup>(*2)</sup>	388	205	198
		計・・・①	1,594	1,335	1,321
合 計・・・・・・・・②		5,280	4,700	4,627	
昭和 56 年以降建築・・・・・・・・③		3,330	3,940	3,974	
耐震性のある住宅戸数（①+③） （耐震化率）		4,924 (57.2%)	5,275 (61.1%)	5,295 (61.6%)	
住宅総数（②+③）		8,610	8,640	8,601	

(\*1) 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり平成 25 年度末時点で 4,430 戸となっています。

(\*2) 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

## 2. 建築物の耐震化の状況

### (1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

市内の多数の者が利用する建築物は平成 26 年度末時点で 81 棟あり、その内昭和 56 年 6 月以降に新耐震基準で建築された建築物が 31 棟、昭和 56 年 5 月以前の建築物は 50 棟となっており、旧耐震基準で建築されたの建築物の割合は 61.7%となっています。

また、熊野市における多数の者が利用する建築物の耐震化率<sup>(※)</sup>は、72.8%となっています。

#### ■ 熊野市における多数の者が利用する建築物の状況

単位：棟

区分	熊野市における多数の者が利用する建築物 計			
		県有建築物	市有建築物等	民間建築物
新耐震基準建築 ①	31	4	16	11
旧耐震基準建築 ②	50	10	21	19
耐震性あり ③	28	10	16	2
耐震性なし ④	22	0	5	17
合計 ⑤=①+②	81	14	37	30
耐震化率 (①+③) / ⑤	72.8%	100%	86.5%	43.3%

※ 昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準の建築物の耐震性の有無については、民間建築物のほとんどは耐震診断が行われていないことから、耐震性が無いものとし、公共建築物は耐震診断結果を確認し、耐震性のあることが確認された建築物の数を集計しています。

### (2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

耐震改修促進法第 14 条第 2 号の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物のうち、昭和 55 年以前の建築物は 10 棟あります。

#### ■ 熊野市内の耐震改修促進法第 14 条第 2 号に該当する危険物の貯蔵場又は処理場の数

単位：棟

用途		特定建築物計	
		昭和 56 年以降建築	昭和 55 年以前建築
耐震改修促進法第 14 条第 2 号	危険物貯蔵・処理施設	25	10

### 3 計画の方針

---

#### 1. 基本的な取組方針

##### (1) 建物所有者の主体的な取組

住宅・建築物の耐震化の促進にあたっては、自助・互助・公助の原則を踏まえ、まず、建物所有者が自らの課題であり、かつ、地域の問題であることを認識し、主体的に取り組むことが不可欠です。

また、地震による住宅・建築物の被害及び損傷が発生した場合、自らの生命と財産はもとより、道路閉塞や出火など、地域の安全性に重大な影響を与えかねないということを十分に認識して耐震化に取り組む必要があります。

##### (2) 市の支援

市は、建物所有者の主体的な取組を支援するため、耐震診断及び耐震改修を実施しやすくするための環境整備や情報提供など、技術的な支援を行うものとします。

また、市は、震災対策上公共性が高いなど、公共的な観点から必要がある場合に、財政的支援を行うものとします。

##### (3) 関係者との連携

市、県、関係団体及び建物所有者等は、適切な役割分担のもとに、住宅・建築物の耐震化の促進に取り組むものとします。

#### 2. 計画の目標

##### (1) 住宅の耐震化の目標

###### ① 現状と課題

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）において、国は住宅の耐震化率を平成 27 年までに 90%、平成 32 年までに 95%とする目標を設定していますが、平成 25 年統計調査をもとに国が算出した全国の耐震化率は 82%でした。

一方、熊野市における住宅の耐震化率は、前掲のとおり平成 25 年度末推計値で 61.1%であり、この耐震化率を、国の掲げる目標である平成 32 年における耐震化率 95%とするには、耐震性のある住宅戸数が 8,035 戸(耐震性のない住宅については 420 戸)となる必要があります。これは、1 年につき約 120 戸の耐震補強補助が必要となる規模ですが、近年の耐震補強補助実績が年 2 戸である状況からは現実的ではありません。

また、耐震化率の目標は、5年に一度の統計調査をもとに、今後5年後以降を見通し定めるものですが、耐震化率の算定基礎には景気の変動に大きく左右される新築住宅戸数や、除却・建替等による既存住宅の滅失戸数が含まれており、結果的に耐震化率の目標値と統計調査の結果（実績値）とが乖離する等耐震化率の算定は困難なものとなっています。さらに、現在行っている旧耐震基準で建築された木造住宅（以下「旧耐震基準木造住宅」という。）の耐震化を支援するという施策の効果（耐震補強補助戸数）が現れにくいものとなっています。

そこで、市民の生命や財産を守るため、倒壊する可能性がより高い旧耐震基準木造住宅の耐震化の促進に引き続き取り組むことを前提に、景気の変動に左右されず、より施策効果が反映できる指標として、空き家等居住世帯のない住宅を除く「昭和 55 年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合（平成 25 年度比）」を新たな指標として耐震化を促進することとします。

さらに、耐震化の普及啓発に取り組む等、市民一人ひとりの防災に関する意識を高めることにより、自発的な耐震化への取組を促し、住宅の耐震化率を少しでも国が掲げる 95%に近づけられるよう取り組みます。

## ② 新たな耐震化の目標

平成 25 年統計調査をもとに、昭和 55 年以前建築の住宅戸数（空き家等居住世帯のない住宅を除く。）を推計すると、平成 25 年度末時点で 4,700 戸となり、そのうち「耐震性のない住宅戸数」は 3,365 戸で、「昭和 55 年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合」は 71.6%となります。

そこで、近年の耐震補強補助実績平均が年 2 戸であるところを、年 3 戸を目標に、平成 32 年度末には「耐震性のない住宅戸数」を 2,924 戸、「昭和 55 年以前建築の住宅戸数に占める耐震性のない住宅戸数の割合（平成 25 年度比）」を 62.2%となるよう取り組みます。

なお、この耐震補強補助戸数（3 戸/年）の取組や、既存住宅の減失、新築住宅の建設戸数等のトレンドを踏まえ、平成 32 年度末時点を推計すると、住宅総数は 8,455 戸、耐震性のある住宅は 5,531 戸、耐震化率は 65.4%となります。



■ 熊野市における住宅の耐震化の目標

単位 上段：戸

熊野市における住宅戸数推計値		平成 20 年度末	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 32 年度末 (目標値)	
昭和 55 年以前 建築	耐震性 なし	木造住宅 <sup>(*1)</sup>	3,564	3,300	3,243	2,875
		木造以外の 住宅 <sup>(*2)</sup>	122	65	63	49
		計・・・①	3,686	3,365	3,306	2,924
	耐震性 あり	木造住宅 <sup>(*1)</sup>	1,206	1,130	1,123	1,102
		木造以外の 住宅 <sup>(*2)</sup>	388	205	198	155
		計・・・②	1,594	1,335	1,321	1,257
合 計・・・・③		5,280	⑤4,700	4,627	4,181	
昭和 56 年以降建築・・・・④		3,330	3,940	3,974	4,274	
耐震性のない住宅戸数の割合 (平成 25 年度比) ①/⑤			(71.6%)		(62.2%)	
耐震性のある住宅戸数(②+④) (耐震化率)		4,924 (57.2%)	5,275 (61.1%)	5,295 (61.6%)	5,531 (65.4%)	
住宅総数 (③+④)		8,610	8,640	8,601	8,455	

(\*1) 木造住宅とは、木造の戸建、長屋、共同住宅であり平成 25 年度末時点で 4,430 戸となっています。

(\*2) 木造以外の住宅とは、鉄骨、鉄筋コンクリート、その他の構造の戸建、長屋、共同住宅です。

(注) 平成 25 年度末は、平成 25 年の住宅土地統計調査(平成 25 年版)による戸数で、平成 26 年度末は推計値

(注) 平成 32 年度末欄は、耐震化率の目標値を 65.4%とした場合の戸数

(2) 耐震診断支援の取組目標

平成 15 年度から平成 26 年度までに 661 戸の耐震診断を実施し、平成 27 年度も 45 戸の実施が見込まれ、平均で年間約 54 件の診断が実施されました。このことから、平成 28 年度より平成 32 年度の 5 年間で 270 戸の耐震診断を実施する目標とします。

### (3) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

#### ① 優先的に耐震化を進める多数の者が利用する建築物の分類

多数の者が利用する建築物については、その用途が多岐にわたります。基本的には、全ての多数の者が利用する建築物について耐震化を進めていく必要がありますが、いつ発生するか分からない大規模地震に対する対策として、地震発生時に使用可能な状態を確保する必要性が高い建築物から優先的に耐震化を進めます。

そこで、多数の者が利用する建築物の内、地震発生後の応急・救援活動を円滑に実施するために必要な、避難施設、医療施設、災害応急対策の拠点施設等から優先的に耐震化を進めることとし、次の表に定める分類により優先順位を設定しました。

分類の方法は、市有建築物については地域防災上の観点から各建築物を分類した結果を用い、民間建築物については、次の表に示す用途の仕分けにより分類しました。この分類に基づき、多数の者が利用する建築物の耐震化の目標を設定します。

#### ■ 多数の者が利用する建築物の分類

類	用途分類	類	重要度による分類	建築物の対象用途
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設、医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂、公益施設（以上、公共）、入所施設、福祉施設、医療施設
		II	I 以外の建築物（付属建築物等）	I の附属建築物
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のある A 類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物	小学校等、学校（幼稚園・小学校を除く）、集会場・公会堂（以上、民間）、幼稚園、保育所、博物館・美術館・図書館
		II	I 以外の建築物（付属建築物等）	体育館
C	A, B 類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	賃貸住宅等 共同住宅、寄宿舎・下宿
			上記以外	ホテル・旅館、事務所、停車場等
		II	I 以外の建築物（付属建築物等）	運動施設、劇場・観覧場、映画館・演芸場、展示場、物販店舗、飲食・風俗、サービス業用店舗、工場、自動車車庫

※ A：地震発生後も構造体の補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、B：地震発生後も構造体の大きな補修をすることなく建築物が使用できる必要があるもの、C：地震発生後に構造体の部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が必要があるもの、として分類しています。

※ 耐震化の優先度は、A-I、B-I、A-II、B-II、C-I、C-IIとします。

② 耐震化の目標

多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標は、市内の全ての特定建築物について、平成32年度末までに87%とします。

その内訳は、市有建築物については、全ての分類において100%とします。民間の特定建築物については、分類A及び分類Bは100%、分類C-I（賃貸住宅等\*）は85%、分類C-II（賃貸住宅等以外）は67%とし、分類C-IIは73%とし、全体として88%の耐震化を目標とします。

熊野市は、所管行政庁の三重県と連携し目標達成に取り組んでいきます。

■多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標

分類		平成25年度末時点				平成32年度末目標			
		建築物 総数	耐震性なし 建築物数	耐震性あり 建築物数	耐震化率	建築物 総数	耐震性あり 建築物数	耐震化率	
A	I	計	29	4	25	86%	29	29	100%
		市有建築物	24	3	21	88%	24	24	100%
		民間建築物	5	1	4	80%	5	5	100%
	II	計	0	0	0	—	0	0	—
		市有建築物	0	0	0	—	0	0	—
		民間建築物	0	0	0	—	0	0	—
B	I	計	5	3	1	20%	5	5	100%
		市有建築物	4	3	1	25%	4	4	100%
		民間建築物	1	0	0	0%	1	1	100%
	II	計	0	0	0	—	0	0	—
		市有建築物	0	0	0	—	0	0	—
		民間建築物	0	0	0	—	0	0	—
C	I 賃貸住宅等	計	13	5	8	62%	13	11	85%
		市有建築物	6	0	6	100%	6	6	100%
		民間建築物	7	5	2	29%	7	5	71%
	I 上記以外	計	9	0	3	33%	9	6	67%
		市有建築物	0	0	0	0%	0	0	—
		民間建築物	9	6	3	33%	9	6	67%
	II	計	11	4	7	64%	11	8	73%
		市有建築物	3	0	3	100%	3	3	100%
		民間建築物	8	4	4	50%	8	5	63%
合計	計	67	26	44	66%	67	59	88%	
	市有建築物	37	6	31	84%	37	37	100%	
	民間建築物	30	20	13	43%	30	22	73%	

耐震性無し建築物には、耐震性の有無が未確認の建築物を含みます。

(4) 市が所有する建築物の耐震化の目標設定

市が所有する多数の者が利用する建築物の耐震化について、平成 32 年度末までに耐震化率 100%とします。は、地震発生時に防災拠点として適確に機能させるため、耐震性が確保されていない建築物の耐震化を進めます。

① 対象建築物

対象とする建築物は、昭和56年5月以前に建築された建築物で耐震改修促進法第 14 条第 1 号の規定に該当しない以下の建築物を含め、引き続き、耐震化を実施します。

なお、昭和56年6月以降の建築物についても、建築物の形態等により耐震性が不十分である場合には、耐震診断・耐震改修を実施していきます。

- ・非木造で延べ床面積200㎡を超えるもの。
- ・小規模な建築物や自転車置き場等の施設は除く

② 対象建築物の現状

平成 27 年 3 月末現在の耐震化の状況は、耐震診断を行った建築物 11 棟のうち、9 棟が 26 年度までに改修を行い、残り 2 棟についてはこの診断の結果、耐震性を満たしていたため改修不要となっています。また、耐震診断が必要な建築物数は、25 棟となっています。

■ 耐震化計画対象市有建築物の耐震化状況 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

昭和 56 年 5 月以前に建設された市有建築物	耐震診断状況内訳			耐震診断済建築物の内訳		
	未診断棟数 (要診断)	今後廃止等 診断不要 予定棟数	耐震診断済 棟数	耐震化不要 棟数	耐震化済 棟数	耐震化未対応 棟数
36 棟	25 棟	0 棟	11 棟	2 棟	9 棟	0 棟※

※未診断 25 棟含まない

### ③ 耐震化計画

耐震改修の必要な建築物は、本計画の優先順位の設定と同様の方法により分類し、優先順位を設定したうえで、耐震化を図ります。

耐震化の優先順位は、A-I類、B-I類、A-II類、B-II類、C-I類の順とし、目標年度を分けて耐震化を図ります。

#### ■ 防災上の重要度による分類

類	用途分類	類	重要度による分類	対象建築物数
A	社会福祉施設、地域防災計画に指定されている避難施設、医療救護施設に指定されている施設、災害応急対策を実施する拠点となる施設、警察本部、警察署	I	施設の中で、防災対策、救助活動等の拠点となる建築物	10棟
		II	I以外の建築物（附属建築物等）	4棟
B	不特定多数の人が避難施設として使用する可能性のあるA類以外の施設	I	主として避難施設として使用される建築物	13棟
		II	I以外の建築物（附属建築物等）	1棟
C	A、B類以外の施設	I	利用する人の生命・身体を安全を図る建築物	8棟
計				36棟

#### ア 耐震診断の実施計画

未診断の25棟については、防災上の重要度に応じて、下記の目標年度を定めて耐震診断を実施します。

#### ■ 耐震診断目標年度

分類	棟数	目標年度
A-I	9棟	平成27年度から平成32年度を目途に耐震診断完了
B-I	7棟	
A-II	1棟	平成27年度から平成32年度を目途に耐震診断完了
B-II	0棟	
C-I	8棟	
合計	25棟	

### 3. 施策の体系

- 住宅の耐震化 . . . . . 木造住宅の耐震化の支援
  - ・ 住宅の耐震化の促進
  - ・ 計画的な耐震化の推進
  - ・ 多様な主体の連携
  
- 建築物の耐震化 . . . . . 建築物の耐震化の支援
  - ・ 建築物の耐震化の促進
  - ・ 計画的な耐震化の推進
  - ・ 多様な主体の連携
  
- まちの安全 . . . . . まちづくりにおける建築物の耐震化対策
  - ・ 耐震化の促進のための普及啓発
  
- その他建築物の地震に対する安全対策

## 4 地震時に通行を確保すべき道路の指定

### 1. 市が定める地震時に通行を確保すべき道路の指定

市では、建築物の倒壊によって道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、沿道の建築物の耐震化を図り、地震時に通行を確保すべき道路として、「三重県地域防災計画」に定められた第1次、第2次、第3次緊急輸送道路を指定します。

#### ■ 三重県緊急輸送道路ネットワーク計画における、第1次緊急輸送道路（熊野市関係分）

路線 番号	路線名	区 間		連絡路線（拠点）名	
		起 点	終 点	起 点	終 点
<b>一般国道（国土交通省管理）</b>					
42	一般国道42号（熊野尾鷲道路）	尾鷲市南浦	熊野市大泊町	一般国道42号	一般国道42号
<b>主要地方道</b>					
34	七色峡線	熊野市井戸町	熊野市井戸町	三重県熊野庁舎	一般国道42号
<b>一般県道</b>					
204	木本港熊野市停車場線	熊野市木本町新出町	熊野市井戸町	市道新出町1号線	熊野市役所
<b>市道</b>					
	新出町1号線	熊野市木本町新出町	熊野市木本町新出町	一般国道42号	木本港熊野市停車場線

# 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

## 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

### 1. 建築物所有者等と国・県・市との役割分担

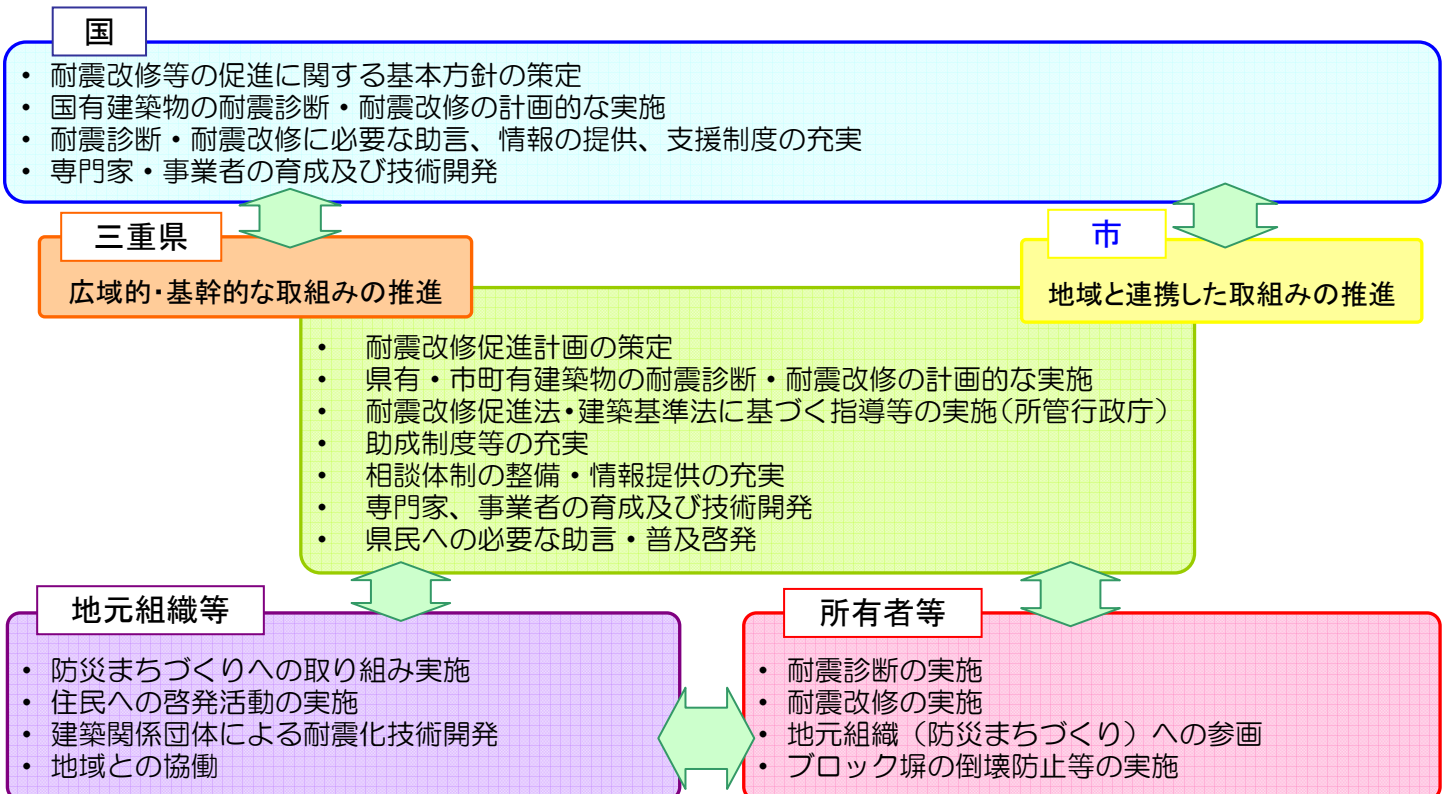
住宅や建築物の耐震化は、基本的には所有者等の皆さんが自らの問題として取り組む事が不可欠です。具体的には、耐震診断を受診し、診断結果が耐震性のない場合などについては、耐震改修・建替え・除却など自ら判断・意思決定をして取り組むことが重要です。

その際、必要な情報の提供と、自らが行動することへのきっかけづくり（無料耐震診断）や支援（強補助等）について、行政がお手伝いをしていきます。

また、個人の行動だけでは、地震に対して安全なまちづくりの実現が難しいため、地元の自治会組織等の場で話し合っていくことで、地域としての耐震化の取組みに展開していくと考えます。そこで、専門家やNPO・ボランティアなど専門的な知識を有した地域に密着した人たちと共に取り組んでいくことにより、一層安全なまちづくりが実現されていきます。

以上のような取組みを行っていくため、国・県・市・市民のみなさん等それぞれが役割を担って、耐震化に取り組んでいくことを基本方針とします。

#### ■ 国・県・市との役割分担





## 2 耐震診断・耐震改修の促進のための支援策

市では、住宅に対して、耐震診断・耐震改修にかかる補助制度を創設し、支援しています。今後も、これらの支援を継続するとともに、国の補助制度である「住宅・建築物耐震改修等事業」を活用して、住宅・建築物の耐震化の促進に努めます。

### 1. 住宅に対する支援

現在、市では、住宅の耐震診断・耐震改修に対して以下の補助制度を活用し、住宅の耐震化の促進に努めています。今後もこの制度を活用し、住宅の耐震化を促進します。

#### ■ 木造住宅の耐震化の支援（平成 28 年 3 月現在）

事業名	概要	対象建築物	主な要件
木造住宅耐震診断等事業	耐震診断を行う住宅所有者に対して補助を行う。 ・国 1/2、県 1/4、市 1/4 (補助基本限度額 46,320 円)	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工を含む)された木造住宅	1) 延べ面積の過半の部分が、住宅の用に供されているもの。 2) 階数が 3 階以下のもの。 3) 丸太組構法、平面的な混構造でないもの
木造住宅耐震補強設計補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い、または倒壊する可能性がある」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強設計を行う場合に補助を行う。 ・国 1/3、県 1/6、市 1/6 (補助基本限度額 24 万円)	耐震診断評点 1.0 未満の木造住宅	耐震診断評点 1.0 以上とする耐震補強設計
木造住宅耐震補強補助事業	耐震診断の結果「倒壊する可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。 ・国 11.5% (補助上限額 41 万 1,000 円) ・県 1/3、市 1/3 補助基本限度額 90 万円	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工を含む)された木造住宅を耐震診断した結果、診断評点 0.7 未満を 1.0 以上となるように補強する住宅(工事)	◆対象区域 市長が認める防災上必要な区域
木造住宅耐震リフォーム補助事業	木造住宅耐震補強補助事業と同時にリフォーム工事を行う場合に補助を行う。	耐震補強補助を受けて補強する木造住宅	1) 県内の建設業者が施行するもの 2) 耐震補強工事以外

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県 1/3 (補助基本限度額 60 万円)</li> </ul>		<p>の増改築リフォーム工事</p> <p>3) 外構工事でないこと</p>
木造住宅簡易耐震補強補助事業	<p>耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅を、壁の増設や基礎の補強などにより、少しでも住宅を強くする補強工事を行う場合に補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国 1/3、県 1/6、市 1/6</li> </ul>	耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅	<p>1) 耐震診断評点 0.7 以上とする補強工事</p> <p>2) 市長が認める防災上必要な区域</p>

■ 耐震シェルター設置支援事業（平成 28 年 3 月現在）

事業名	概要	対象建築物	主な要件
耐震シェルター設置支援事業	<p>耐震診断の結果「倒壊の可能性が高い」と判定された住宅内に、耐震シェルター（当該住宅が倒壊した場合でも居住者の生命の安全を守る機能を有する構造物）を設置する場合に補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県 1/2、市町 1/2 (補助限度額 25 万円(三重県型「耐震シェルター」補助限度額については 40 万円))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 階数が 2 以下の木造住宅</li> <li>・ 耐震診断評点 0.7 未満の木造住宅</li> <li>・ 65 歳以上の高齢者のみの世帯、または身体障がい者等が居住する世帯の住宅</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三重県型「耐震シェルター」の仕様基準を満たしていること</li> <li>・ 三重県以外の地方公共団体において一定の基準を設けて認定している耐震シェルターであること</li> <li>・ 公的な期間における試験により、現在補助対象としている耐震シェルター等と同等以上の性能を有することが認められるもの</li> <li>・ 三重県木造住宅耐震補強事業費補助金交付要領による助成金交付を受けていないこと</li> <li>・ 当該住宅の 1 階部分に設置するもので、1 世帯 1 箇所であること</li> </ul>

2. 耐震診断義務化対象路線沿道の建築物の耐震支援

地震時に通行を確保すべき道路として、耐震診断義務化対象路線に指定された道路の沿道の建築物に対し、耐震改修促進法第 10 条の規定に基づき、耐震診断の実施に必要な費用を負担します。

■ 避難路沿道建築物耐震対策促進事業の概要

(平成 28 年3月時点)

事業名	概要	補助率
避難路沿道建築物耐震診断事業費補助金(避難路沿道建築物耐震対策促進事業)	耐震診断義務化対象路線の沿道の通行障害既存耐震不適格建築物で、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物に対する耐震診断の補助を行う。	国 1/2、県 1/4、市町 1/4 ※上限有り。

### 3. 耐震改修促進税制

耐震改修の促進を図るため、以下の条件に適合した耐震改修を実施した場合に、所得税の控除や固定資産税の減額が受けられる「耐震改修促進税制」が平成18年度に創設されており、これらの制度の情報を積極的にPRし、耐震化の促進を図っていきます。

(1) 住宅に係る所得税額の特別控除

■ 所得税額の特別控除の概要

対象区域	「三重県木造住宅耐震補強補助制度」を実施している市内で、市が認める防災上耐震化が必要な地区（例えば、密集した住宅地や指定された避難路沿い）となります。
対象住宅	対象となる住宅は、次の全てに該当する住宅です。 1) 特別控除の適用を受けようとする者が、自ら居住の用に供する住宅（住宅を2以上有する場合には、1の家屋に限る。） 2) 昭和56年5月31日以前に着工された住宅 3) 建築基準法等に基づく現行の耐震基準に適合しない住宅
対象工事	建築基準法等に基づく現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事が対象となります。
特例期間	平成26年4月1日から平成31年6月30日までに耐震改修工事を実施した場合に限ります。
控除額	住宅の耐震改修に要した費用の10%相当額（25万円を上限とします。）がその年分の所得税額から控除されます。 ※住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。以下同じです。）のうちに、8%又は10%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等が含まれている場合であり、それ以外の場合の控除額は最高20万円となります。
備考	市の発行する証明書を添付して確定申告を行った場合に限り、当該制度が適用されません。

(2) 固定資産税額の減額措置

■ 固定資産税額の減額措置の概要

対象区域	対象区域の限定はありません。		
対象住宅	昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅が対象となります。		
対象工事	建築基準法等に基づく現行の耐震基準に適合させるための耐震改修工事が対象となります。		
特例期間	平成 18 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を実施した場合に限ります。		
控除額	耐震改修工事の完了時期	減額措置の内容	
	平成 18 年～平成 21 年	3 年間	左記の期間、固定資産税額 (1 戸当たり 120 m <sup>2</sup> 相当分 まで) を 2 分の 1 に控除
	平成 22 年～平成 24 年	2 年間	
	平成 25 年～平成 30 年	1 年間	
備考	耐震改修工事が完了した日から 3 ヶ月以内に、市等の発行する証明書を添付して市へ申告を行った場合に限り、当該制度が適用されます。		

### 3 安心して耐震改修をおこなうことができる環境の整備

---

#### 1. 市民に対する講習会等の開催

市では、三重県及び関係団体と協働して相談会を開催し、耐震化をはじめとした住宅の相談に応じています。

特に耐震診断を受けられた方で、危険と診断された方がスムーズに耐震補強を行えるように県や関係団体と連携し、耐震補強相談会を実施していきます。

## 4 地震時の建築物の総合的な安全対策に関する事業

---

### 1. ブロック塀の安全対策

住宅や建築物の倒壊以外にも、地震発生に伴いブロック塀等が倒壊することにより、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路をふさぐことにより避難や救援活動の妨げになる場合があります。

これらの被害を防ぎ、避難路等の確保を行うためブロック塀の安全の確保が必要です。

そのため、市では、「津波避難路ブロック塀等除去改修事業費補助金交付要綱」を平成19年4月1日に定め、大規模地震時に津波浸水地域の避難路を確保するための補助を行っています。

### 2. 窓ガラス・天井の落下防止対策

耐震化が十分な住宅や建築物で、地震が発生して倒壊を免れたとしても、窓ガラスやつり天井等の落下により、建物の利用者や周辺の通行人に被害が発生する場合があります。

そのため、窓ガラスやつり天井等の落下による危険性や飛散防止フィルムの活用方法について市広報等を通じ、市民のみなさんに周知していきます。

### 3. エレベーターの安全確保

建築基準法に基づき、平成21年9月28日以降に新設するエレベーターには、大規模地震時に乗客の安全を確保するために、エレベーターを最寄りの階に停止させる地震時管制運転装置の設置が義務付けられました。それ以前は設置が義務付けられていないため、既設エレベーターへの安全装置の設置を促進するとともに、これらの安全装置が設置済みであることを示す安全マークを表示することで、より一層の安全性を確保するよう、関係団体と協力し、制度の普及啓発を行っています。

### 4. 家具等の転倒防止

住宅・建築物の耐震が十分であっても、住宅における家具等の転倒により、負傷したり避難や救助活動の妨げになることが考えられます。

そのため、市では、「高齢者等家具転倒防止器具取付事業実施要綱」を平成17年11月1日に定め、65歳以上のひとり暮らし世帯や高齢世帯、重度心身障害者のいる世帯に、家具3台までの転倒防止金具取り付けを無料でを行っています。

### 5. 大規模空間建築物の天井の脱落防止対策の普及啓発

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことをふまえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

そこで、既存建築物について定期報告制度により状況把握を行い、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう、普及啓発と指導を行っています。

### 6. 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減策

地震に伴うがけ崩れ等の危険性の高い区域にある建築物の被害を軽減するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の活用を検討していきます。

■ かけ地近接等住宅移転事業の概要

概要	かけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅（※1）を安全な場所に移転を促進するため、国と地方公共団体が移転者に危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設する住宅（購入も含みます）に要する経費に対し補助金を交付する制度
対象区域	・ 建築基準法第39条第1項又は第40条に基づく条例により建築が制限される区域（※2） ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づき指定された「土砂災害特別警戒区域」
補助率	除却費：802 千円／戸 建設助成費： 一般地域：4,150 千円／戸 特殊土壌等：7,227 千円／戸

※1 「危険住宅」とは、建築基準法の規定に基づき、かけ地の崩壊、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険が著しい区域として、地方公共団体が条例で指定した災害危険区域内及び建築を制限している区域内にある住宅、又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づき知事が指定する土砂災害特別警戒区域内にある住宅。（条例制定等の前に建築された住宅に限る。）

※2 「条例で指定した建築を制限している区域」は、三重県建築基準条例第6条の規定に基づく区域。（ただし、条例が施行された昭和46年12月以前に建築された住宅に限る。）

## 第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発方策

### 1 地震防災マップ作成・公表

---

地震防災マップの作成については、「熊野市暮らしの便利帳」を、を作成し全戸に配布しています。

現在は、熊野市暮らしの便利帳に掲載した「津波浸水予測図」の活用や三重県が防災みえ公開している地震や津波に関する被害想定を活用しています。



## 2 相談体制の整備及び情報提供の充実

---

### 1. 相談体制の整備・充実

市では、防災対策推進課の窓口をはじめ、建設課において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について相談窓口を設置し、相談に応じています。

また、三重県及び関係団体と協働して市内で開催される地震防災講演会等において、耐震化をはじめとした住宅の相談に応じています。

今後も、既存の相談窓口を通して、耐震診断・耐震改修の相談に応じるとともに、相談窓口を充実していきます。

### 2. 耐震診断・耐震改修に関する情報提供

市では、広報くまの、ホームページ等により、住宅の耐震に関する情報提供を行っています。木造住宅の耐震診断では、昭和56年5月31日以前に建設された木造住宅にお住まいの方には無料で耐震診断を受けていただける制度を、また家具の転倒防止金具の取り付けでは、65歳以上のひとり暮らし世帯や高齢世帯、重度心身障害者のいる世帯に家具3台、大型家電2第までの転倒防止金具を無料で取り付ける制度について詳しく紹介しています。

また、防災研修や防災訓練等の開催に合わせて、パンフレット等の配布や広報等を通じ、市民のみなさんに広く情報提供を行っています。

### 3 防災啓発指導員による啓発やパンフレット等の活用

---

#### 1. パンフレット等の活用

熊野市では、市広報に防災関連のスペースを持ち、「大地震に備えて」と題し、耐震診断、耐震改修、家具固定、ブロック塀の除去・改修等に関する情報を市民のみなさんに広報しております。

また、国・県が発行するパンフレットを積極的に配布、活用し、市民のみなさんに耐震診断・耐震改修や家具固定に関する情報提供するとともに、市広報での情報提供も継続することで、市民のみなさんに対する普及啓発を行っていきます。

#### 2. 防災啓発指導員等による啓発

住宅耐震化のための普及啓発は、住民に直接働きかける取組が最も効果をあげていることから、引き続き昭和 56 年 5 月 31 日以前の未耐震診断住宅の所有者への戸別訪問し啓発を行います。

また、市内各所で開催されている防災訓練時に、耐震診断、耐震改修、家具固定、ブロック塀の除去・改修等に関する情報を積極的に提供するなど市民のみなさんへの啓発活動を行っていきます。

## 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

---

耐震改修等の実施にあたっては、単独で耐震改修を行う場合に比べて、増改築やリフォーム工事にあわせて耐震改修を行うことが、費用及び手間を軽減できることから、耐震化を促進するための有効な手段の一つです。

そのため、住宅等のリフォームを考えている人に対して情報提供を行い、コストや手間を低減できることを啓発するとともに、「人財バンク」による住まい改修アドバイザー等による相談体制の充実等を図り、リフォームにあわせて耐震改修が行われるよう誘導していきます。

特に、密集市街地においては、建物の不燃化等にあわせて耐震化を行うことにより、個別の建築物の安全性が向上するとともに、まち全体の安全性が向上するという観点から、積極的に誘導を図ります。

## 5 町内会等との連携

---

### 1. 町内会等との連携の基本的な方針

住宅・建築物の耐震化をはじめ、地震防災に対する対策を実現するには、住民のみなさんが自ら積極的に活動し、自らの命は自らが守り、自分たちの地域は自分たちで守ることが重要です。

そのため、自治会や自主防災組織を中心とした地元組織が中心となって、住宅・建築物の耐震化や地震防災対策に取り組む必要があります。

「自主防災リーダーハンドブック」「タウンウォッチング及びワークショップ運営マニュアル」等を利用して地元組織の活動を支援し、町内会等との連携を図り耐震化の促進に努めます。

## 第5章 その他耐震改修等の促進に関し必要な事項

### 1 関係団体によるNPO等の設置と事業概要

---

#### 1. 木造住宅の耐震診断等をするNPO団体等との

平成14年に設立された「NPO法人 三重県木造住宅耐震促進協議会」では、市町からの木造住宅耐震診断の委託事業や耐震診断や耐震補強計画の判定業務に取り組むほか、相談窓口の設置など耐震化に向けた普及啓発等にも取り組んでいます。

また、平成17年に産（建築士等の団体、NPO）、学（三重大学等）、官（県と10市）の連携により「三重県木造住宅耐震化推進会議」を設置し、効率的、効果的な広報の検討や、新たな補強工法などを行ってきました。

本市も引き続き、これらNPO団体等と連携して、耐震改修等の促進を図っていきます。

## 第6章 耐震改修の促進に向けて

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、国、県、市の努力はもちろんのこと、住宅・建築物の所有者による取組みが最も重要です。また、自治会単位の地元組織等による地域ぐるみの取組みにより、耐震改修を進めることでより安心して暮らせるまちになります。

本計画では、平成32年度末までに住宅及び建築物の耐震化率を65.4%にすることを目標に掲げ、耐震診断・耐震改修を促進していくことにしています。

# 熊野市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

この熊野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、三重県建築物耐震改修促進計画に示されている「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」について定めたものである。

## 1 取組目的

- ・住宅の耐震化を推進するため、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- ・重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

## 2 緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、本市の住宅耐震化の状況から熊野市全域とする。

### ○対象住宅

- ・昭和56年5月以前に建築された住宅

## 3 取組期間

本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。

取組期間：平成29年度～平成32年度（4年間）

## 4 戸別訪問の実施

戸別訪問は防災啓発指導員によって下記のとおり行う。

- ① リーフレット、耐震診断申し込み書等を用い耐震化の必要性・補助制度を説明する。
- ② 不在の場合は、再度訪問する。
- ③ 訪問結果(訪問日、訪問者、説明内容等)を記録・整理する。

## 5 その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、次の啓発活動も引き続き実施していく。

- ① 地元新聞紙に折込む「熊野市の施策紹介」の中で住宅耐震啓発の記事を掲載する。
- ② 広報紙によって市民に周知を図る。
- ③ 自主防災会に出向いて行う防災講話の中で、耐震化の必要性を説明する。

## 6 関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、県及び(非)三重県木造住宅耐震化促進協議会と連携して活動に取り組む。

## 7 実績の公表

- ・当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数をとりまとめ、当該年度末までに県に報告する。
- ・実績の公表は、県がとりまとめ、県のHPにて公表する。